

小児かかりつけ診療料

病気の診療だけでなく、発達相談や予防接種・健診などを通して医療機関が子育てをサポートするために「お子さまもかかりつけ医を持ちましょう」という国の制度です。「かかりつけ医」とは、病気などの時、はじめに相談する一番身近な医師のことです。

☆対象となるお子さま☆

ワクチン等を含めて当院を4回以上受診したことのある、現在6歳未満(未就学児)のお子さまが対象です。

かかりつけ医として

- 急な病気の際の診療や、アトピー性皮膚炎、喘息その他乳幼児期に頻繁にみられる慢性疾患の指導管理を行います。
- 必要に応じて連携した専門の医療機関へ紹介をいたします。
- 予防接種の接種状況を確認し、接種の時期について指導を行います。また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- 健診の状況や結果を把握し、発達段階に応じた助言・指導などを行い、健康相談に応じます。
- 発達障害の疑いがあるお子さまについて、診療及び保護者様からの相談に対応するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介を行います。
- 不適切な療育にも繋がりを育児不安等の相談に適切に対応します。

かかりつけ医として登録を希望される方は受付にお声掛け下さい。特別な支払いは発生せず、窓口での支払いはこれまでどおりです。「小児かかりつけ診療料」に登録できるのは、ひとつの医療機関だけと国で定められていますが、登録したクリニック以外に受診してはいけないということではありません。登録後、他の医療機関に変更したい場合はお気軽にお知らせ下さい